

賃料の収受・支払に関する取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下「支援センター」という。）が、農地中間管理事業により農用地等を借り入れる場合における借賃及び貸し付ける場合における貸賃の収受・支払等にかかる業務を効率的かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(決済方法)

第2条 借賃及び貸賃の決済方法は、原則として代金決済とする。

2 物納決済とする場合は、「農地中間管理事業における賃料（物納）に関する取扱要領」に定めるところによる。

(借賃の支払い)

第3条 支援センターは、農地中間管理権を取得（賃借権）した農用地等の所有者（以下「出し手」という。）に借賃を支払うものとする。

但し、支援センターが農地中間管理事業規程第20条に基づく農用地等の管理を実施している期間については、賃料の支払いは行わないものとする。

2 借賃は、年額一括支払いとする。ただし、対象期間が1年に満たない場合は、日割り調整のうえ支払うものとする。

3 支援センターは、出し手に対し、別記様式第1号により借賃を支払う旨を通知し、毎年12月25日までに出し手の指定する口座に借賃を振込むものとする。

なお、初回の支払いは、当該農用地等について9月末日までに農用地等の借受者（以下「受け手」という。）に対して賃借権が設定された場合はその年の12月25日までに、10月1日以降に受け手に対して賃借権が設定された場合は翌年の12月25日までに振込むものとする。

(貸賃の収受)

第4条 支援センターは、賃借権が設定された受け手に貸賃の請求を行うものとする。

2 貸賃は、年額一括請求とする。

3 支援センターは、受け手に対し、別記様式第2号により貸賃の請求をする旨通知し、毎年11月末日を納入期限として、支援センターが指定する口座への振込みを求めるものとする。

なお、初回の収受は、当該農用地等について9月末日までに受け手に対して賃借権が設定された場合はその年の11月末日まで、10月1日以降に受け手に対して賃借権が設定された場合は翌年の11月末日までを納入期限として、振込を求めるものとする。

4 振込みに要する経費は、受け手の負担とする。

(貸賃の納入期限の延長)

第5条 支援センターは、受け手から、災害その他やむを得ない事由のため、期日までに納入できない旨の申し出（別記参考様式）があったときは、受け手の営農状況や関係市町等の意見を勘案し、妥当と判断できる場合に限り納入期限の延長を行うものとする。

なお、延長の期限は、原則として1年を限度とする。

(貸賃の納入不履行対応と賃借権の解除)

第6条 支援センターは、第5条の措置を行っている場合を除き、第4条の請求による期日までに納入がない場合は、翌月上旬に再請求するものとする。

2 支援センターは、前項によっても納入のない者に対し、関係市町等と連携し、面談等による納入促進を図るものとする。

3 支援センターは、受け手が面談等に応じないなど、支払意志の確認ができない場合においては、内容証明による催告書（別記様式第3号）を送達するものとする。

なお、内容証明による催告書の納入期限は、催告書到着後10日以内とする。

4 支援センターは、前項によっても納入のない場合は、受け手との賃借権の解除に向けた手続きを進めるとともに、受け手に対し、支援センターが第4条第3項の規定に基づき通知した請求書の納入期限の翌日から納入日までの間を計算期間とする遅延損害金を徴収するものとする。遅延損害金は貸賃の額に対し、規定（年利10.95%）の割合で計算して得た額とする。

なお、契約の解除による未納賃貸料等の納入期限は30日以内とする。

5 支援センターは、受け手から、前項の納入期限を経過してもなお何ら意思表示のない場合は、法的措置の手続きを執るものとする。

(借賃の支払い及び貸賃の収受に関する特例)

第7条 支援センターは、出し手と受け手の合意があり、やむを得ないと認めたときは、第3条、第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、借賃の支払い及び貸賃の収受について、特例として、出し手と受け手の間で直接授受（以下「直接授受」という。）できるものとする。

2 前項による直接授受を行う場合において、支援センターは、確実に履行されていることを確認できる措置を講ずるものとする。

3 支援センターは、直接授受が履行されていないと認められるときは、関係市町等と連携し、事実の確認と履行促進を図るものとする。

(業務の委託)

第8条 借賃及び貸賃の収受・支払等にかかる業務は、当該業務を適切に行う能力を有する者に委託できるものとする。

2 当該業務を委託する場合、支援センターは、農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき委託事務を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年9月12日から施行する。

2 この要領は、平成27年10月20日から改正施行する。

3 この要領は、平成29年8月25日から改正施行する。

4 この要領は、令和元年5月1日から改正施行する。

5 この要領は、令和3年10月15日から改正施行する。

6 この要領は、令和7年1月1日から改正施行する。